

企業主導型保育施設設置促進助成金支給要綱

平成 29 年 4 月 18 日 29 東し雇第 1 号
改正 平成 29 年 5 月 1 日 29 東し雇第 109 号

(目的)

第 1 条 企業主導型保育施設設置促進助成金(以下「助成金」という。)は、公益財団法人東京しごと財団理事長(以下「理事長」という。)が、労働者が子育てをしながら働きやすい職場環境を整備する都内事業主を支援するため、東京都内において企業主導型保育事業の実施により新たに企業主導型保育施設の整備に取り組む事業主に対し、その開設にあたり初度調弁に要する経費を助成することにより、企業主導型保育施設の設置を促進することを目的とする。

(通則)

第 2 条 公益財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。)が実施する助成金の支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱における定義は、次に定めるところによる。

- (1) 企業主導型保育事業とは、平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱((平成 28 年 5 月 2 日付け府子本第 3 0 5 号・雇児発 0 5 0 2 第 1 号)以下「28 実施要綱」という。)第 2 の 1. 及び平成 29 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱((平成 29 年 4 月 27 日付け府子本第 3 7 0 号・雇児発 0 4 2 7 第 2 号)以下「29 実施要綱」という。)第 2 の 1. に定める保育事業をいう。
- (2) 企業主導型保育施設とは、企業主導型保育事業を行う施設をいう。
- (3) 多摩産材を使用した備品とは、多摩地域の適正に管理された森林から生産されたことを多摩産材認証協議会によって産地証明された認証材を使用して製作された備品(以下「多摩産材製備品」という。)をいう。併せて多摩産材製備品でない備品を「通常備品」という。

(助成事業者)

第 4 条 この要綱に基づく助成の対象となる事業者は、平成 28 年度企業主導型保育事業助成要領第 2 の 4. 又は平成 29 年度企業主導型保育事業助成要領

第2の4.による企業主導型保育事業（施設整備費）の助成の決定を受け、都内に企業主導型保育施設を設置する者とする。

2 前号の規定にかかわらず、次の各号の全てを満たしていない場合は、助成金は受けられない。

- (1) 東京都監理団体指導監督要綱（平成9年3月31日付8総総行第201号）に規定する東京都監理団体でないこと。
- (2) 申請時から起算して過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (3) 都税の未納がないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (5) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

（助成事業）

第5条 助成の対象となる事業は、前条に定める助成事業者が企業主導型保育事業を実施するにあたり、その初度調弁において、直接保育の提供のために必要な備品の整備とする。具体的には次のとおりとする。

- (1) 事故防止に資する備品の整備
- (2) 保育室等において使用する室内遊具の整備
- (3) その他保育活動に必要な備品の整備

2 次の要件のいずれかに該当する場合は、助成の対象としない。

- (1) 単価10,000円未満のもの
- (2) 消耗品、生理用品（おむつなど）
- (3) 助成の決定前に助成対象物を購入している場合
- (4) 間接経費（税金、振込手数料等）

3 助成の対象となる経費は、第1項に定める整備に要するもののうち、次のとおりとする。

- (1) 備品購入費
- (2) 備品の設置に係る経費

(助成条件)

第6条 前条に規定する助成事業の助成率、助成限度額等は、別表1に定めるとおりとする。

なお、購入した備品に多摩産材製備品を含み、助成対象経費が通常分に掲げる限度額を上回る場合には、通常備品に係る助成対象経費と通常分に掲げる限度額のいずれか低い方の額に多摩産材製備品に係る助成対象経費を加えた額を助成限度額とする。ただし、通常分に掲げる限度額に多摩産材製備品購入上乗せ分に掲げる限度額を加えた額の範囲内とする。

なお、算定された額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(支給申請)

第7条 助成金の支給申請を行おうとする事業者は、企業主導型保育施設設置促進助成金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、対象施設の開設予定日の原則として3か月前までに、理事長に提出しなければならない。なお、申請は1施設につき1回限りとする。

(1) 公益財団法人児童育成協会(以下「協会」という。)に提出した企業主導型

保育事業(整備費)助成申込書及び理事長が必要と認める添付書類の写し

(2) 協会から通知を受けた企業主導型保育事業(整備費)助成決定通知書の写し

(3) 事業計画書

(4) 購入予定の備品の規格、品目、単価等がわかる資料

(5) その他理事長が必要と認める書類

2 申請は予算の範囲で受け付ける。東京都の出えん金により財団が造成した基金の予算の全額が執行された場合は、申請の受付を終了する。

(支給決定)

第8条 理事長は、前条により申請があった場合は、その内容を審査の上、次の各号のとおり支給決定又は不支給決定を行う。

(1) 審査の上、適当と認められるときは、速やかに支給決定を行い、支給決定通知書(様式第2-1号)により、当該支給決定の内容及びこれに付した条件について、当該申請事業に通知する。

(2) 審査の上、適当と認められないときは、速やかに不支給決定を行い、不支給決定通知書(様式第2-2号)により、当該不支給決定の内容及び理由について、当該申請事業者へ通知する。

(事業計画の変更)

第9条 助成事業者は、次の各号に該当する場合は、変更申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成事業者の名称、所在地、代表者、印影、開設日を変更する場合

(2) 助成対象経費のうち、単価が10万円以上の新たな備品を追加する場合。
ただし、既に助成対象である備品の数量の増減は除く。

(3) 助成事業の内容を著しく変更する場合

2 理事長は、前項により変更申請書が提出された場合において、内容を審査し、変更承認通知書(様式第4-1号)又は変更不承認通知書(様式第4-2号)により、当該助成事業者に通知する。ただし、前項第1号に該当する場合は、変更申請書の写しの交付をもって通知とする。

(事業計画の中止等)

第10条 助成事業者は、助成事業を中止(廃止)しようとする場合は、中止(廃止)届出書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。また、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならない。

(立入調査)

第11条 理事長は、助成事業の状況及び経費の収支等について、関係職員に立入調査をさせることができる。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業完了の上、協会から通知を受けた企業主導型保育事業(整備費)助成額確定通知を受けてから30日以内に、実績報告書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 理事長は、前条により実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告に係る助成事業の実績結果が支給決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適合すると認めるときは、支給すべき助成金の額を確定し、助成額確定通知書(様式第7号)により、当該助成事業者速やかに通知する。

(助成金の支払)

第 14 条 助成事業者は、前条により通知を受けた場合において、助成金の支払を受けようとするときは、助成金請求書兼口座振込依頼書（様式第 8 号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項により助成金の支払の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

3 助成金は確定払いとする。

(助成金の経理等)

第 15 条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支給決定のあった日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、財産処分の制限のある財産に関するものについては、これにかかわらず処分終了までの期間保存しなければならない。

(取得財産の管理)

第 16 条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用が増した財産（以下「取得財産」という。）を適切に管理し、助成事業の完了後も、助成金の支給の目的に従いその効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 17 条 助成事業者は、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下、「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第 9 号）による申請により理事長の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満のもので、かつ、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過したものについてはこの限りではない。

2 理事長は、前項の規定により承認した取得財産等の処分により助成事業者が収入を得たときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(併給調整)

第 18 条 理事長は、助成事業者が本事業と対象経費を重複して他の補助金等を受給する又は受給した場合は、助成金の併給を認めないものとする。

(支給決定の取消し)

第 19 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの支給決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の支給決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。
- (4) 企業主導型保育事業（整備費）の助成決定の取り消しが行われたとき。
- (5) 廃業及び倒産等により助成事業の実施が客観的に不可能となったとき。
- (6) 助成事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (7) その他の助成金等の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、助成事業について支給すべき助成金の額の確定があつた後においても適用する。

(関係帳簿等の調査)

第 20 条 理事長が必要と認めた場合は、助成事業者に対し報告を求め又は関係帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定は、助成事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(助成金の返還)

第 21 条 理事長は、第 19 条の規定により助成金の支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者が助成金を支払われているときは、期限を付してその返還を命じる。

2 前項の助成金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して 20 日以内とし、返還に係る手続は、所定の納付書によりその期日及び場所を指定して行う。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第 22 条 理事長が第 19 条の規定により助成金の支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助

成事業者は、当該命令にかかる助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 理事長が助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、助成事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については365日の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第23条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てる。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（非常災害の場合の措置）

第25条 非常災害等による被害を受け、事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

（義務の承継）

第26条 助成事業者が助成事業を新たに設立する会社等に承継させる場合において、企業主導型保育施設設置促進助成金支給要綱及び支給の決定に定める義務等は、承継後の会社等に適用があるものとし、助成事業者は、そのために必要な手続きを行わなければならない。

（その他）

第27条 助成金の支給に関するその他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年5月10日から施行する。

別表 1

設置する保育所の 定員数	限度額		助成率
	通常分 (多摩産材製備品 を購入しない場合)	多摩産材製備品購 入上乗せ分	
20名以下	1,000千円	300千円	10分の10
21～30名	1,200千円	360千円	
31～40名	1,300千円	390千円	
41～70名	1,900千円	570千円	
71名以上	2,300千円	700千円	

※別表1の助成条件は、平成29年5月1日から平成30年3月31日までに支給を決定した助成事業に適用する。